

業 務 仕 様 書

1 件名

2026 年度海外富裕層・高付加価値旅行者向けコンテンツ造成事業委託業務

2 委託料（上限）

2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 事業の目的

愛媛県におけるインバウンド旅行者による観光消費額の拡大を図るためには、旅行日数が長く、旅行消費額も高い欧米豪のインバウンドを中心に、富裕層及び高付加価値旅行者（以下、「当該旅行者」という。）の誘客が課題となっている。

そのため、当該旅行者の特性や旅行手配の実態等を踏まえ、県内の事業者等と連携しながら、当該旅行者向けの観光コンテンツ造成やブラッシュアップ、受入体制の整備、営業・販売に向けた情報整備（タリフ作成等）を図ることで、本県への誘客促進と観光消費額の拡大に繋げるものである。

6 業務の内容

（1）観光資源調査

- ・県内（対象地域）における当該旅行者向けの観光コンテンツになり得る観光素材について、既存情報の整理等を行い、コンテンツ造成に繋げるための基礎情報（名称、場所、特徴等）を取りまとめること。

（2）観光コンテンツの開発

- ・上記（1）の調査結果を踏まえ、県内の観光素材のうち1件以上を当該旅行者向けの体験コンテンツとして造成又はブラッシュアップすること。
- ・コンテンツ化にあたっては、現地視察、事業者との打合せを行い、提供内容（行程、所要時間、提供条件等）を整理のうえ、持続的な販売が可能な形に具体化すること。

（3）観光コンテンツのタリフ作成

- ・上記（2）で造成・ブラッシュアップしたコンテンツについて、旅行会社等への提案・販売に活用できるタリフ（販売用情報）を作成すること。
- ・タリフは日本語及び英語で作成し、協議会に電子データで提供すること。

（4）モニターツアーの実施

- ・上記（2）で造成・ブラッシュアップしたコンテンツについて、モニターツアー（第三者目線を持った方に実際に体験頂く形での試験運用）を行い、現実的な販売体制の

構築に向けての論点を洗い出し、更なる磨き上げを行うこと。

- ・モニターツアーの実施内容（参加者想定、行程、検証観点、実施時期等）は協議会と協議のうえ決定すること。
- ・実施後は、実施結果と改善提案を取りまとめ、協議会へ報告すること。

(5) コンテンツのECサイト掲載

- ・上記（2）及び（4）で造成・ブラッシュアップしたコンテンツについて、当該旅行者を顧客に持つ旅行会社を主な対象とするECサイト等へ情報掲載し、海外旅行会社からの販売・申込につながる状態を整備すること。

(6) 地域事業者育成

- ・当該旅行者の特性や受入に必要なポイント等について、愛媛県内の地域事業者向けの勉強会を実施すること。本勉強会を通じ愛媛県内での当該旅行者受入への知見装着を行い、受入環境の一助となることを目的とする。

<留意事項>

- ・当該旅行者の特性や旅行手配の実態等を整理し、本県が狙うべきターゲットを明確にしたうえで、本県における高付加価値観光コンテンツ造成の方向性について提案すること。
- ・観光資源調査や観光コンテンツ造成の具体的な進め方やポイントについて、モニターツアーやコンテンツタリフ等の具体的な内容も含めた上で提案すること。
- ・造成したコンテンツの販売戦略について、当該旅行者を顧客に持つ旅行会社、DMC 等の実態を踏まえた営業戦略の考え方を提案すること。
- ・造成したコンテンツを、当該旅行者を顧客に持つ旅行会社向けECサイト等へ掲載し、実際の販売につなげる仕組みについて提案すること。
- ・地域事業者の勉強会における講義内容や実施概要について提案すること。
- ・本業務を効果的に遂行するための推進体制および実施スケジュールについて提案すること。
- ・本業務に関連する類似実績がある場合は、その概要を示すこと。
- ・本業務に係る進捗管理および情報共有の方法について提案すること。
- ・本業務の実施に係る旅費交通費は、委託料に含むものとする。

7 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同

様とする。

- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

10 著作権等の取扱い

- ・ 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て協議会に移転すること。帰属困難なものがあれば、その旨協議会に伝えること。
- ・ 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

11 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

（1）契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

（2）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書：電子データ（電磁的記録媒体は任意）
※造成コンテンツ概要、販売サイトへの掲載情報、モニターツアー報告の内容は必ず盛り込むこと。
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

12 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを協議会と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定する。